

栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、グリーン・ツーリズム実践者同士の連携の場として、会員相互の情報交換や、「食べる」「観る」「買う」「体験する」「学ぶ」「泊まる」などの魅力を組み合わせた滞在時間の長いプログラムづくりの促進を通じて、都市と農村の交流等による農村地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連携強化、知識・スキル向上に関すること。
- (2) 情報交換・発信に関すること。
- (3) 調査研究に関すること。
- (4) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 ネットワークは、趣旨に賛同する栃木県下のグリーン・ツーリズム実践者、交流施設、観光業者、商工業者、金融機関、NPO等をもって構成する。

(入会)

第5条 ネットワークに入会するには、所定の申込書によって申し込むものとする。

(会費)

第6条 別途定めるものとする。

ただし、ネットワークの運営体制が確立するまでの間、会費は無しとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を消失する。

- (1) 退会届（任意様式）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員継続の意思が確認できないとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届（任意様式）を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員等)

第9条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 栃木県農政部農村振興課長とする。
- (2) 副会長 1名以上10名以下 会長が指名する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行上の支障が生じたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行する。

(役員任期)

第10条 副会長の任期は、会長が指名した日から2年とする。但し、再任は妨げない。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集する。

- 1 会長は、会務を統括し、会議の議長を務める。
- 2 総会で次の事項を決定する。
 - (1) 規約の変更、事業計画、事業報告に関すること
 - (2) その他ネットワークの運営に関する重要な事項
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところとする。

(部会)

第12条 グリーン・ツーリズム推進に効果的な企画等を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会については必要に応じて会長が招集するものとする。

(事務局)

第13条 ネットワークの業務を執行するため、栃木県農政部農村振興課に事務局を置く。

(事業年度)

第14条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年3月11日から施行する。
- 2 ネットワークの設立当初の役員任期は、第8条の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。
- 3 ネットワークの設立初年度の事業年度は、第12条の規定にかかわらず規約の承認の日から平成27年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、令和 2 (2020)年 12 月 16 日から施行する。
- 2 この規約を施行後、最初に指名される副会長の任期は、第 8 条の規定にかかわらず令和 5 (2023)年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 7 条に規定する会長及び第 11 条に規定する事務局については、令和 7 (2025)年度を目途に見直しする。

附則

- 1 この規約は、令和 3 (2021)年 7 月 30 日から施行する。